

報告

病院整備計画の公募の中間報告について

病院整備計画の応募状況について

1 公募の受付期間

平成30年7月23日～8月24日

2 応募状況

57医療機関 3,141床

保健医療圏	公募対象 病床数	応募 医療機関数	応募病床数
南 部	232	7	586
南 西 部	104	8	254
東 部	450	12	630
県 央	127	3	169
川越比企	325	9	576
西 部	193	10	336
利 根	207	8	590
合 計	1,638	57	3,141

※さいたま、北部及び秩父保健医療圏は除く

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 地域医療構想調整会議（応募医療機関の出席と説明、協議）

平成30年11月

- ・ 埼玉県医療審議会に諮問、採用する病院整備計画の決定

平成31年 1月

地域医療構想調整会議について

1 設置根拠と役割

・〈医療法〉

「医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う場」(第30条の14第1項)

・〈地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について〉

「新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、開設等の許可を待たず、地域医療構想調整会議への参加を求め、新たに整備される病床整備計画と将来の病床数の必要量との関係性などについて協議を行うこと。」

(平成29年6月23日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

2 構成員

・〈医療法〉

「診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者」(第30条の14第1項)

・〈地域医療構想策定ガイドライン〉

「参加者については、医療法に規定されているが、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広いものとするのが望ましい。」(平成27年3月31日厚生労働省医政局長通知)

3 主な協議内容(病院整備計画の公募関係)

- ・増床する病床が担う医療機能が地域に不足している機能かどうか
- ・地域の医療提供体制のバランスへの影響
- ・医療従事者確保の実現性・妥当性

4 会議の開催予定

二次保健医療圏	開催日
南部	11月19日(月)
南西部	11月7日(水)
東部	11月29日(木)
県央	11月8日(木)
川越比企	11月27日(火)
西部	11月16日(金)
利根	11月20日(火)